

■新たに受託する医療費助成事業の概要

令和4年11月現在

NO	都道府県名	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託年月
						入院	入院外			
40	福岡県	川崎町	子ども	81	入院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から中学卒業年度の3月31日まで 自己負担なし	0歳から中学卒業年度の3月31日まで 自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年11月診療分
			重度障がい者	80	・小学生以上 ・身体障害者(身障手帳1級・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) *生活保護を受けている者は対象外 *中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 *医療費が措置される施設は対象外	小学生から中学卒業年度の3月31日まで 自己負担なし 中学卒業後から 500円/日(月20日を限度) *低所得者の場合 300円/日(月20日を限度)	小学生から中学卒業年度の3月31日まで 自己負担なし 中学卒業後から 500円/月(1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
			ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日まで *生活保護を受けている者は対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限あり	小学生から中学卒業年度の3月31日まで 自己負担なし 中学卒業後から 500円/日(1医療機関あたり月7日を限度)	小学生から中学卒業年度の3月31日まで 自己負担なし 中学卒業後から 800円/月(1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
44	大分県	別府市	子ども	83	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小中学生(市町村民税課税世帯)に係る実施機関番号「83.44.852.2」を新設 小中学生(市町村民税課税世帯)(15歳に到達する日以後、最初の3月31日まで) *小・中学生市町村民税課税世帯:852番台	なし	医療機関毎に500円/回(月4回、最大2,000円まで)	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		玖珠町	子ども	83	高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで) *高校生:700番台	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分